

(別添)

新旧対照表

改正案	現 行
医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業 実施養成施設 公募要領	医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業 実施養成施設 公募要領
1. 総則 略	1. 総則 略
2. 事業の目的 (略)	2. 事業の目的 (略)
※1 本要領上において、「遠隔授業」とは、教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提とした、多様なメディアを利用した授業形態（ただし、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有するものに限る）のことを指す	※1 本要綱上において、「遠隔授業」とは、教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提とした、多様なメディアを利用した授業形態（ただし、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有するものに限る）のことを指す
※2 本要領上において「サテライト施設」とは、本校の他に教室を設置することを指す	※2 本要綱上において「サテライト施設」とは、本校の他に教室を設置することを指す
3. から6 略	3. から6 略
7. 申請養成施設 ①以下に掲げるいずれかの養成施設であること (略)	7. 申請養成施設 ①以下に掲げるいずれかの養成施設であること (略)
・言語聴覚士法(平成9年法律第132号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている言語聴覚士の学校又は養成所	・言語聴覚士法(平成9年法律第132号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている言語聴覚士の学校又は養成所
・診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている診療放射線技師の学校又は養成所	・診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている診療放射線技師の学校又は養成所
・臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている臨床工学技士の学校又は養成所	・臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている臨床工学技士の学校又は養成所
・臨床検査技師法(昭和33年法律第76号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている臨床検査技師の学校又は養成所	・臨床検査技師法(昭和33年法律第76号)に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている臨床検査技師の学校又は養成所

・視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定<u>を</u>受けている視能訓練士の学校又は養成所 ・義肢装具士法（昭和６２年法律第６１号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定<u>を</u>受けている義肢装具士の学校又は養成所 <u>・救急救命士法（平成３年法律第３６号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定を受けている救急救命士の学校又は養成所</u> ・歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定<u>を</u>受けている歯科衛生士の学校又は養成所 ・歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定を受けている歯科技工士の学校又は養成所 ② 医療関係職種養成施設として、今後の持続的な運営に著しく支障<u>を</u>来すような経営状況でないこと ８．から９ 略 10. 実施養成施設の選定について （１）から（２） 略 （３）評価の観点 評価の観点は、以下のとおりとする。 ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。 ② 事業内容が事業目的と合致しているか。 ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。 ④ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。<u>なお、政策的観点から、義肢装具士の学校又は養成所において１年課程を新設する企画については評価を加える。</u> （４） 略	・視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定<u>を</u>受けている視能訓練士の学校又は養成所 ・義肢装具士法（昭和６２年法律第６１号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定<u>を</u>受けている義肢装具士の学校又は養成所 <u>（追加）</u> ・歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定<u>を</u>受けている歯科衛生士の学校又は養成所 ・歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定を受けている歯科技工士の学校又は養成所 ② 医療関係職種養成施設として、今後の持続的な運営に著しく支障来すような経営状況でないこと ８．から９ 略 10. 実施養成施設の選定について （１）から（２） 略 （３）評価の観点 評価の観点は、以下のとおりとする。 ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。 ② 事業内容が事業目的と合致しているか。 ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。 ④ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。 （４） 略
---	--